

京都市上下水道局告示36号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者としての営業の廃止届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成17年12月19日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 廃止届出業者名等

京都府向日市森本町前田5番地の1

株式会社富士工務店

代表取締役 角田 悟

2 廃止届出年月日

平成17年11月25日

(上下水道局下水道部管理課)